

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和2年6月22現在

〔市民向け〕

■6月号に掲載していない新規のもの ☆新規

□ 特別定額給付金（1人あたり10万円の給付） 申請はお済でしょうか？

対象者・要件

◇対象市民全員に既に申請書（ピンクの封筒）を郵送しています。
※どうしても見当たらない場合は、窓口にご相談してください。

申請方法

◇申請書に必要な事項の記入・本人確認証と通帳のコピーを貼り付けて、返信用封筒で郵送してください。※オンライン申請は締め切りました。

期限

◇令和2年8月31日まで。
※お願い：給付金は、辞退はしないでください。どうしても必要ない場合は石垣市まちづくり支援寄付金にご寄付ください。

窓口

◇市役所 特別定額給付金支援班 0980-87-0822 企画政策課 0980-82-1350

総務省ホームページで、点字、音声、テキストを順次公開予定→



◇厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に係る聴覚障害者相談窓口

FAX：03-3595-2756 メールアドレス：corona-2020@mhlw.go.jp
※聴覚に障害のある方を対象にしています。

□ 住居確保給付金（人数に応じて32,000円～49,000円を家賃給付）

対象者・要件

◇①離職して2年以内または休業により収入が減少した方。
②そのほか収入要件や資産要件があります。窓口にご相談してください。

申請方法

◇石垣市ホームページで必要書類をご確認ください。郵送での申請をお願いします。

窓口

◇市役所1階 福祉総務課 0980-87-6025

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免 ☆新規

対象者・要件

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。※詳細は本誌5ページをご覧ください。

□ 国民健康保険傷病手当金・後期高齢者医療保険傷病手当金 ☆新規

対象者・要件

◇国民健康保険傷病手当金の詳細は※詳細は本誌6ページをご覧ください。
※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については担当係までお問合せください。

窓口

◇市役所1階 健康保険課 0980-82-8126（給付係） 0980-87-9040（後期高齢者医療係）

□ 市税（固定資産税・住民税・軽自動車税）の納税猶予

対象者・要件

◇令和2年2月1日から令和3年1月31日が納期限となる市税が対象です。
※前年同期比で約20%以上の収入減となり、一時的に納税を行うことが困難な方

申請方法

◇申請書（窓口もしくは石垣市ホームページからダウンロード）と収入減が確認できる書類を提出 ※郵送可

窓口

◇市役所1階 納税課 0980-87-9041

期限

◇納期限が令和2年2月1日～6月30日までのものは6月30日まで。納期限が令和2年7月1日から令和3年1月31日までのもの⇒各納期限までに申請。

□ 国民健康保険税の納税猶予

対象者・要件

◇新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ収入が概ね20%以上減少している方で、一時的に納税を行うことが困難な方 →令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国民健康保険税が対象

申請方法

◇〔要申請〕以下の書類を郵送または窓口へ提出してください。
・徴収猶予（特例）申請書（市ホームページからダウンロード可）
・事業収入や給与等の減少がわかる書類等（任意の前年同期との比較のため）

期限

◇納期限が令和2年2月1日～6月30日までのものは6月30日まで、納期限が令和2年7月1日から令和3年1月31日までのもの⇒各納期限までに申請。

窓口

◇市役所1階 健康保険課 0980-87-9045